佐久市障害福祉サービス事業施設グループホームしおなだ 譲渡等先事業者審査委員会設置要領

(設置)

第1条 佐久市障害福祉サービス事業施設グループホームしおなだの譲渡等先事業者の 選定に係る必要な事項を審査するため、佐久市障害福祉サービス事業施設グループホームしおなだ譲渡等先事業者審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審査事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。
 - (1) 実施要領等の承認に関すること。
 - (2) プロポーザル応募申請書等の審査及び候補者の決定に関すること。
 - (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員をもって組織する。
- 2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

非公表

- 3 委員長は、非公表をもって充てる。副委員長は、委員のうちから委員長が選任する。 (委員長等)
- 第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 2 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。
- 3 委員長に事故等があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。 (会議)
- 第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を 求めることができる。

(庶務)

第6条 審査委員会の庶務は、福祉部福祉課において行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、審査等について必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要領は、令和7年8月8日から施行する